

令和2年第2回定例会

議案参考資料

令和2年11月5日

議案参考資料目次

議案第8号	専決処分の承認を求めることについて（埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）……………	1
議案第9号	専決処分の承認を求めることについて（令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号））……………	別冊
議案第10号	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第11号	令和2年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）……………	別冊
議案第12号	令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について……………	別冊
議案第13号	令和元年度埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について……………	別冊

議案第 8 号参考資料

件名	専決処分の承認を求めることについて (埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)
根拠法令等	地方自治法第 179 条第 3 項
<p>【趣旨】</p> <p>令和 2 年 3 月の「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第 2 弾－」において、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われる後期高齢者医療保険の被保険者に傷病手当金を支給する広域連合等に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行うこととされ、厚生労働省から当該傷病手当金の支給の検討について要請があった。</p> <p>これを受け、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染の疑いがあり、仕事を休んだことで収入が減少した被保険者に対して、早期に傷病手当金を支給できる体制を整えるため、緊急に埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正する必要があることから、令和 2 年 4 月 30 日に当該条例の一部を改正する条例を専決処分したものの。</p> <p>【内容】</p> <p>(1) 対象者 給与等の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染が疑われ、療養のため労務に服することができない者</p> <p>(2) 支給対象日 労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日(以下、「支給対象期間開始日」という。)から、当該期間の最終日(最長 1 年 6 か月)までのうち、労務に服することを予定していた日</p> <p>(3) 支給額 「直近の継続した 3 か月間の給与等の収入の合計額を就労日数で除して得た金額」× 2 / 3 × 就労予定日の日数 なお、日額の上限は健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 40 条第 1 項に規定する標準報酬月額等級の最高等級標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する金額の 3 分の 2 に相当する金額</p> <p>(4) 適用期間 支給対象期間開始日が令和 2 年 1 月 1 日から規則で定める日までの間に属する場合の期間</p>	
施行日	令和 2 年 5 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p>第5条 給与等 (所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与 (健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。) を除く。以下同じ。) の支払いを受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成24年法律第31号) 附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。) は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p> <p>2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条 (略)</p>

労日数で除した金額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整）

第6条 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けようとする者に対しては、これを受けようとする期間中は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けようとする期間等の額が、前条第2項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

第7条 前条に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場

合において、その受けることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同条ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

2 前項の規定によりこの広域連合が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。